

大泉町介護員養成研修受講費補助金交付要項

大泉町介護員養成研修受講費補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

介護員養成研修の受講に要する費用の一部を補助することにより、高齢者等の介護に従事する人材の育成を図ることを目的とします。
--

2 内容

補助対象者	介護員養成研修を受講した者で、次の要件を全て満たすものとします。 1 町内に住所を有していること。 2 町税を完納していること。
補助対象事業	次のいずれにも該当する介護員養成研修とします。 1 介護保険法施行令第3条第1項第1号イ又はロに掲げる研修 2 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程又は生活援助従事者研修課程
補助対象経費	介護員養成研修の受講に要した費用について補助を行います。ただし、教材費を除きます。
交付金額	補助対象経費に相当する額とし、上限は次のとおりとします。 1 介護職員初任者研修課程 30,000円 2 生活援助従事者研修課程 15,000円 ※ 他の補助金の交付を受けた場合は、当該交付を受けた額を控除した額が上限となります。

3 交付手続

交付申請の方法、時期等	補助金の交付を受けようとする人は、介護員養成研修を修了した日から6月以内に、大泉町介護員養成研修受講費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。
-------------	--

	1 住民票の写し 2 町税の納税証明書 3 介護員養成研修の受講費の領収書 4 介護員養成研修を修了した旨の証明書 5 その他町長が必要と認める書類 ※ 町税等調査閲覧同意書を提出した場合は、1 及び 2 の提出は不要です。
補助金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町介護員養成研修受講費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知し、補助金を交付します。 また、適当でないと認めるときは、大泉町介護員養成研修受講費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により通知します。
補助金の返還等	補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消します。 1 不正の手段により補助金を受けたとき 2 補助金を他の用途に使用したとき 3 補助金交付の条件に違反したとき また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。

4 各種様式

申請書等の様式	次の様式を使用してください。 1 大泉町介護員養成研修受講費補助金交付申請書（様式第 1 号） 2 大泉町介護員養成研修受講費補助金交付決定通知書（様式第 2 号） 3 大泉町介護員養成研修受講費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）
---------	---

5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで ※ 事業期間に、介護員養成研修の受講を開始した者については、この補助金の対象とします。
-----	--

6 担当部署

大泉町高齢介護課	電話 0276 (62) 2121
----------	-------------------